

神奈川レディースオープン 2021

ローカルルールおよび競技の条件

本競技は、日本ゴルフ協会の2019年1月施行のゴルフ規則と本ローカルルールおよび競技の条件を適用する(ローカルルールの全文はゴルフ規則のオフィシャルガイドを参照)。この規則の適用にあたり、一部に変更もしくは追加のあるときは、委員会からその旨を告知する。競技におけるローカルルールの違反の罰は、別に定められている場合を除き、一般の罰とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

アウトオブバウンズの境界線は白杭または白線で定める(定義「アウトオブバウンズ」参照)。

2. ペナルティーエリア(規則17)

ペナルティーエリアの縁の一部がアウトオブバウンズの境界線で定められている場合、その縁はアウトオブバウンズの境界線と一致する。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則16)

a. 修理地

(1) 修理地はその区域の縁を白線または青杭で標示する(定義「修理地」参照)。

(2) 張芝の継ぎ目:ローカルルールひな型F-7を適用する。しかし、張芝の継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

b. 地面にくい込んだ球の救済の制限:

ローカルルールひな型F-2.2を適用し、規則16.3は次のように修正される。

球がバンカーの上の積み芝の面や土の法面にくい込んだ場合、罰なしの救済は認められない。

c. 動かさない障害物

(1) 人工物で作られた排水溝は動かさない障害物とみなす。

(2) 動かさない障害物から白線によって繋がれた区域は、一つの異常なコース状態とみなす。また、白線区域内のすべての地面とその区域内に根付いているすべての草、ブッシュ、木、その他成長または付着している自然物は障害物の一部とみなす。

(3) 人工の表面を持つ道路に接している排水溝、縁石、枕木、ゴムマットなどは、その道路の一部とみなす。

(4) 電磁誘導カート用の軌道は全幅をもって人工の表面をもつ道路とみなす。

4. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物:

ローカルルールひな型F-5を次のように修正して適用する。

球と動かさない障害物の両方がジェネラルエリアのフェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分にある場合に限る。

5. 不可分な物

- a. ペナルティーエリア内にある護岸用の構築物。
- b. 樹木に密着させて取り付けられているワイヤやその他の物。ただし、臨時の動かさない障害物を支えるワイヤは除く。

6. 後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球:

ローカルルールひな型E-12を適用する。

7. 臨時の動かさない障害物:

ローカルルールひな型F-23を適用する。

臨時の動かさない障害物(以下TIOという)から白線で繋がれた区域はそのTIOの一部とみなす。また、複数のTIOが白線で繋がれているときは、1つのTIOとみなす。

a. ジェネラルエリアにおいて、プレーヤーの球がTIOの中や上、下にあるか、TIOがプレーヤーの意図するスタンスまたは意図するスイング区域の妨げとなり、救済を受ける場合、規則に基づく救済の処置に加え、ドロップゾーンが設けられているときは、追加の選択肢として、球のあった箇所にもっと近いドロップゾーンに元の球か別の球をドロップすることができる。

b. TIOの「両サイド」への救済:ローカルルールひな型F-23e(2)を適用する。

プレーヤーの球がTIOに触れているか、中や上や下にある。または球とホールを結んだ直線上にTIOがある。またはTIOが直接介在することになる箇所から、ホールから等距離の円弧に沿って計ったときにその球が1クラブレングス以内にある場合、追加の選択肢としてTIOの両サイドのどちらかに救済を受けることができる。ただし、規則16.1の救済には適用されない。

8. クラブと球

a. 適合ドライバーヘッドリスト:

ローカルルールひな型G-1を適用する。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰: 失格

b. 溝とパンチマークの仕様:

ローカルルールひな型G-2を適用する。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰: 失格

c. 適合球リスト:

ローカルルールひな型G-3を適用する。

このローカルルールに違反した球でストロークを行ったことに対する罰: 失格

d. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え:

ローカルルールひな型G-9を適用する。

このローカルルールの違反に対する罰: 規則4.1b参照。

9. 移動

ローカルルールひな型G-6を次のように修正して適用する。

ラウンド中、プレーヤーやキャディーは乗用カートに乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは乗用カートに乗ることができる。

10. 練習(規則5)

a. ラウンド前やラウンド間の練習(ストロークプレー):

ローカルルールひな型I-1.2を適用し、規則5.2bは次のように修正される。

プレーヤーは競技の行われるコースで練習してはならない。ただし、指定された練習区域での練習を除く。

このローカルルールの違反の罰は規則5.2を適用する。

b. ホールとホールの間での練習(ストロークプレー):

ローカルルールひな型I-2を適用し、規則5.5bは次のように修正される。

2つのホールのプレーの間でプレーヤーは次のことをしてはならない:

(1) 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、

(2) 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

11. プレーの中断とプレーの再開(規則5.7):

ローカルルールひな型J-1が以下のように適用される。

a. 即時中断(危険な状況) 無線連絡による

b. 通常の中断(危険でない状況) 無線連絡による

c. プレーの再開 無線連絡による

12. プレーのペース(規則5.6b(3))

特別な事情がないのに下記定義に該当する場合、その組はアウトオブポジション(その組が進行上の正しい位置から外れた状態)とみなされ、計測の対象となる。

各ストロークに許容される時間は40秒以内とするが、最初にストロークするプレーヤーに対しては50秒以内とする。この時間を超えたときにバッドタイムとなる。

a. 定義

(1) 最初の組(スターターズタイムの組も含む)がアウトオブポジションとみなされるのは、委員会の設定したプレーのペースを超えた場合、または超えていると委員会が判断した場合。プレーのペースはアウトとインともにハーフ2時間15分とする。

(2) 後続組がアウトオブポジションとみなされるのは、下記の(a)と(b)の両方に該当した場合。

(a) 委員会が設定したプレーのペースを超えている。

(b) 前の組との間隔がスタート時の間隔より遅れている。

注1. 上記の(1)と(2)に該当しない場合でも、委員会はペースアップを求めることができる。

注2. 特別な事情とは、例えば時間を要したルーリング・紛失球・アンプレヤブル・誤球などをいう。

b. 罰則(ストロークプレー):

バッドタイム 1回目 警告

バッドタイム 2回目 1罰打

バッドタイム 3回目 更に2罰打

バッドタイム 4回目 失格

アウトオブポジションになり、計測されたタイムオーバーの回数は、その後、ペースが回復し、遅れを取り戻したとしてもそのラウンド中累積され、持ち越されるものとする。

競技の条件

13. スタートするとき

規則5.3aの適用を目的として、プレーヤーは自分のラウンドを始めるために使用するティーイングエリアを囲むペイントされた区域にいるとき、スタート地点に到着しているものとみなす。

14. タイの決定方法

タイの決定方法は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

15. スコアカードの提出

プレーヤーがアテスト係にスコアカードを手渡してから赤テープで区切られた提出エリアを完全に離れた時、スコアカードを委員会に提出したものとみなす。

16. 競技会の結果が最終となる時

優勝者にトロフィーが授与されたとき、その競技会の結果は最終となる。

KLO競技委員会

阿蘇紀子

加藤あづみ

中崎典子